太陽光発電等導入補助金
（新築共同住宅向け）
申請の手引き
（令和８年度版）

提出・問い合わせ先

カメイ株式会社内　せんだいエコトク補助金事務局
〒980-0811
仙台市青葉区一番町2-7-12　南町通MKビル3階
TEL:022-393-7951
メールアドレス：sendai-ecotoku@kamei.co.jp
平日9時00分～17時00分

郵送でのご提出をお願いいたします。

注意事項

補助金の申請について

住宅の引き渡し後の申請はできません。
交付決定通知を受け取る前に住宅の引き渡しを行うと申請は無効となりますのでご注意ください。

他の補助金との併用について

本補助金は、財源が国費の補助金（みらいエコ住宅、ZEH−M補助金）や本市の健幸省エネ住宅補助金との併用はできません。

１.申請の流れ　事業者による代行申請もできます

その１　対象となるか確認　→　Ｐ２～

その2　交付申請　→　Ｐ７～

第1期：R8.12.15まで
第2期：R9. 1. 29まで

事務局による審査
（書類の不備等が無い場合３０日以内に決定通知書送付）

その３　交付決定
（仙台市より通知をお送りします）

その４　住宅の引き渡し・入居

引き渡しは
交付決定後に
行ってください

その５　実績報告　→　Ｐ１０～

第1期：Ｒ９.１.29まで
第2期：Ｒ９.３.31まで

事務局による審査

その６　補助金額確定
（仙台市より通知をお送りします）

その７　補助金請求

補助金交付（口座振込）

2.申請の期限

申請期間区分	交付申請期間（引渡し前）	実績報告期限	住宅の引渡し時期
第1期	令和8年5月1日～12月15日	令和9年1月29日	令和9年1月29日まで
第2期	令和8年12月16日 ～令和9年1月29日	令和9年3月31日	令和9年1月30日 ～3月31日

・予算がなくなり次第終了予定。
第1期の申請状況により第2期の受付を実施しない可能性があります。
・市の交付決定通知を受け取る前に、住宅の引き渡しを行うと補助が受けられなくなります。必ず交付決定通知を受けた後に、住宅の引渡しを行ってください。

○　建物の引渡し日が契約を締結した翌年度になる場合
（令和9年4月1日～令和10年1月31日の引渡し）

契約を締結した年度の12月16日～3月31日までの間に「年度またぎ事前協議書」を提出していただくことで、次年度に申請することができます。

なお、事前協議書の提出は、次年度の補助金支給を確約するものではありません。

例：建物の引渡しがR10.1.15になる場合
→R8.12.16～R9.3.31までに「年度またぎ事前協議書」を提出

年度またぎ申請のイメージ

3.補助対象住宅要件

補助対象区分	要件等
ZEH水準	・住宅の外皮平均熱貫流率が0.6以下であること ・設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること ・BELSの証書を取得していること
その他要件	・令和8年４月１日以降に建築契約や売買契約（変更契約は対象外）を締結した共同住宅であり、まだ引き渡しを受けていないこと。 ・常時居住する専用住宅であること（住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が上記要件を満たすこと）。 ・2kW以上の太陽光発電設備を導入すること ・当該太陽光発電システムで発電する電力量の30%以上を当該住宅で消費すること。

※　エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国道交通省令第1号。)」に準拠するものとします。また、エネルギー計算は空調(暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。

※　太陽光発電設備は購入に限らず、リースまたはPPAも対象です。
FIT売電は使用できません。

4.補助金交付対象者

要　件
・補助対象事業を行う個人または個人事業主または法人
・仙台市の市税を滞納していない方　※
・暴力団等と関係を有していない方
・同一年度内に本補助金の申請を行っていない方

※　個人事業主の場合は個人の市税に加え、事業主として納付すべき市税も含む
法人の場合は本市の市税に加え、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告を行うこと

5.補助額

設備導入者	補助額　※	補助上限額	蓄電池（定額）
個人	7万円/kW	50万円	10万円
個人事業主または法人	5万円/kW	50万円	

※　太陽光発電設備の出力は、太陽光パネルの出力とパワーコンディショナーの出力合計のうちいずれか低い方

例

太陽光パネル 6.4kW

パワーコンディショナー 5.5kW

低い方

5kW (小数点第１位を切捨て)

6.契約の違いによる補助金の支払い方法について

太陽光発電設備の導入方法	補助金の支払先
購入	申請者本人の口座へ振込
リースまたはPPA　※	太陽光事業者へ支払い

※　サービス利用料から補助金額分を差引く等で利用者に還元

※　補助を受ける場合は、PPA事業者が国による固定価格買い取り制度（FIT）を利用しないことを確認して、申請してください。

電力販売（PPA）

「屋根貸し」といわれる仕組で、発電事業者が住宅の屋根に発電設備を設置し、住宅所有者は使用した分の電気料を支払います。余った電気を売電することはできません。

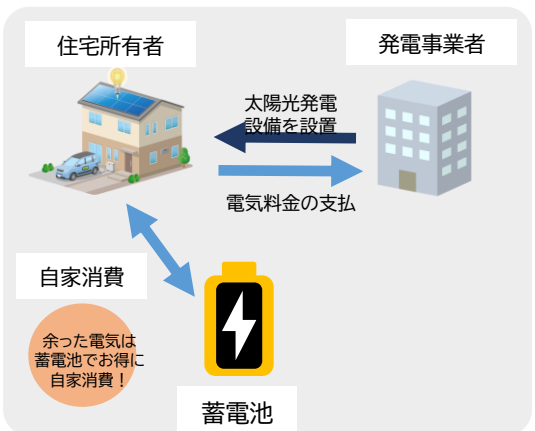

リース

太陽光発電設備をリースにより導入する方式です。発電した電気を使用しながら月々のリース料を支払います。余った電気を売電することが可能です。

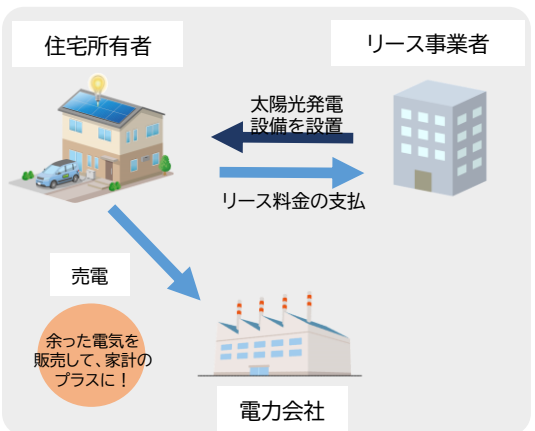

7.太陽光発電設備に関する要件

太陽光発電設備について、下記の事項について遵守していただくとともに（様式第1号別紙２）、設置事業者に要件確認事項を提出してもらってください（様式第1号別紙３）

遵守事項
・太陽光発電設備の能力を十分に発揮させ、安全に利用するため、適切な維持管理に努めるとともに、4年に1回程度、設置事業者等による点検を行うこと。
・設置にあたっては、周辺住宅への反射光による影響等に配慮すること。
・太陽光発電設備を廃棄する際には、設置時の住宅メーカーや設置事業者等に相談のうえ、設備のリサイクル、リユースがなされるよう努めること。
・設備の法定耐用年数（太陽光：17年）以上使用すること。
・太陽光発電システムで発電する電力量の30%以上を住宅で自家消費すること。
・太陽光発電設備に係る設備費及び設置工事費の合計額が35万円/kW未満であること。35万円/kW未満での導入が困難な特段の理由がある場合は、理由書を提出すること。

設置事業者の確認事項のうち、特に以下の項目について、確認方法を参照の上、要件を満たしていることを確認してください。

確認事項	
・日本産業規格又はこれと同等以上の規格に適合したものであること。 確認方法：ＪＰ－ＡＣ太陽光パネルA登録リストに名前があること。	
・太陽光発電設備は『使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン』が示す対象物質の含有率が基準値を超えていないこと。 確認方法：ＪＰ－ＡＣ太陽光パネルA登録リストに名前があること	
・太陽光発電設備は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のガイドライン』を遵守して製造・調達された製品であること。 確認方法：太陽光発電協会HP「会員各社の人権方針及びデューデリジェンス等の取組内容」等で確認	
・太陽光発電協会（JPEA）他「家庭用電気工作物に係るサイバーセキュリティ対策実装例リスト」を参照し、対策を講じること	

8.蓄電池に関する要件

・太陽光発電設備への補助を受ける場合に、併せて蓄電池設備を導入する場合に、補助を受けることができます。なお、太陽光発電設備への補助を受けずに蓄電池設備の補助を受けることはできません。

要件等
・太陽光発電設備で導入する付帯設備であること
・太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
・停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと
・設備の法定耐用年数（蓄電池：6年）以上使用すること。
・蓄電池蓄電の容量は20kWh未満とし、 令和7年度以降のSII（https://zehweb.jp/registration/battery/）に登録された蓄電池であること。
・導入する蓄電システムの価格は12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電システムとなるよう努めること。ただし、当該価格に該当する蓄電池システム調達が難しい場合は、理由書を作成のうえ、15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下とすること。

９.交付申請に必要な書類

A4サイズ又はA3サイズ折込で提出してください。問合せをする場合がありますので申請書類は写しを保管してください。

以下の必要書類を期限までに提出してください。

第1期：令和8年5月1日～12月15日

第2期：令和8年12月16日～令和9年1月29日

	書 類 名	備　考
	補助金交付申請書	・様式第1号 ・捨印があれば、訂正が必要な場合でも再提出の必要はありません
①	事前着手届出書	・様式第1号別紙１ ・交付決定の日より前に補助事業に着手する場合
②	本人確認書類	・氏名、住所、生年月日が確認できるもの ・申請者本人の住民票、マイナンバーカード（表面のみ）や運転免許証等のコピー等
③	開業等届出書	・（個人事業主の場合）
④	法人の登記事項証明書	・（法人の場合）現在事項全部証明書（原本） ・交付日が交付申請書の提出前30日以内のもの
⑤	BELS評価書の写し	・外皮平均熱貫流率、基準一次エネルギー消費量からの削減率、または、『ZEH』であることが確認できるもの
⑥	遵守事項に関する確認書	・様式第１号別紙２
⑦	導入設備要件確認書兼誓約書	・様式第１号別紙３
⑧	補助対象経費等計算書	・様式第１号別紙５
⑨	太陽光パネル割付図	
⑩	太陽光発電の自家消費率が分かるもの	・様式1号別紙６ ・導入する太陽光発電システムで発電する電力量の自家消費率が、30%以上であることがわかるもの
⑪	工事請負契約書等の写し	・申請者の氏名、住所、工事場所、押印等を確認できること

	書 類 名	備　考
⑫	見積書等の写し	・太陽光発電システム（※蓄電池）の導入が分かるもの
⑬	設備の仕様及び金額が分かるもの	・太陽光パネルの公称最大出力、パワーコンディショナーの定格出力、(※蓄電池の定格容量)及び金額が確認できるもの
以下、該当する場合のみ必要です。		
⑭	年度またぎ事前協議書	・様式第1号別紙７ ・建物引渡し日が契約を締結した翌年度の２月1日以降となる場合のみ
⑮	委任状	・様式第１号別紙４ ・PPAまたはリースにより、設備を導入する場合
⑯	太陽光発電設備調達価格に関する理由書	・参考様式 ・太陽光発電設備の価格が35万円/kWを超える場合、その理由書と太陽光発電設備の金額が確認できるもの
⑰	蓄電池調達価格に関する理由書※	・参考様式 ・蓄電池価格が12.5万円/kWh以下とならない場合、その理由書と蓄電池の金額が確認できるもの
⑱	補助金相当額控除説明資料	・(ZEH水準でPPA・リースにより設備を導入する場合のみ)補助金の交付申請をすること及び補助金交付額相当分が住宅の所有者に還元されることが説明されたことが分かる書類
⑲	市税の滞納がないことの証明書	・交付日が交付申請書の提出前30日以内のもの ・市税納付状況確認に同意した場合は不要
⑳	その他市長が必要と認める書類	・必須ではありません。仙台市から提出の要請があった場合のみ提出してください。

※蓄電池の補助を受ける場合のみ

１０.交付決定

審査の結果、交付申請内容が適正である時は**申請者本人宛て**に交付決定通知書を送付します。（不備等があった場合は連絡を差し上げます。）

交付決定は申請者本人のみへの送付となりますので、必要に応じて手続代行者へ交付決定通知があったことを連絡してください。

１１.住宅の引き渡し

交付決定の通知を受けた後に、住宅の引き渡しを行ってください。なお、**交付決定前に住宅の引き渡しをすると、補助を受けられなくなります**。

１２.変更の手続き

交付決定後に申請した内容の変更（交付決定を受けた補助金の額の変更（減額）)がある場合は、引き渡し前に承認を得る必要があります。様式第4号に必要書類を添えて環境局脱炭素政策課宛てに提出してください。

変更承認が必要かわからない場合は、環境局脱炭素政策課までお問い合わせください。

【注意点】

・申請内容の変更により交付決定を受けた補助金の額が変わる場合は、変更承認が必要です。

・交付決定を受けた補助金の額は増額できません。

１３.中止、廃止の手続き

補助事業を中止・廃止する場合は、様式第5号を環境局脱炭素政策課宛てに提出してください。

１４.実績報告に必要な書類

A4サイズ又はA3サイズ折込で提出してください。問合せをする場合がありますので申請書類は写しを保管してください。

以下の必要書類を期限までに提出してください。

第1期：令和9年1月29日

第2期：令和9年3月31日

	書 類 名	備　考
	補助金実績報告書	・様式第８号
①	建物全景写真	・様式第８号別紙１ ・建物全景を撮影したカラー写真
②	導入設備の写真	・様式第８号別紙２ ・太陽光発電設備の全体、パワーコンディショナー(※蓄電池)の全体及び型番を撮影したカラー写真
③	出荷証明書等の写し	・太陽光発電システム(※蓄電池)について、新品を設置したことが分かるもの ・導入必須設備等を導入したことが分かるもの
④	補助対象住宅引渡証明書	・様式第８号別紙３
⑤	住宅施工証明書	・様式第８号別紙４
⑥	領収書等の写し	・申請者の氏名が記載されているもの ・補助対象住宅及び太陽光発電システム導入費用を負担したことが分かるもの
⑦	建物の登記事項証明書	・建物の登記簿謄本の原本 （登記情報提供サービスなど、ネットでの出力は不可） ・実績報告提出前3か月以内に交付されたもの
⑧	建築場所と住居表示が同一場所と分かるもの	・申請時提出の契約書の建築場所(地番)と住民票の住所表記が異なる場合 ・住居番号設定等通知書など

	書 類 名	備　考
⑨	売電の形態が確認できる書類	・電力会社との電力受給契約確認書(売電契約書等)の写しまたは系統連系に係る契約書類等の写しなど
⑩	その他市長が必要と認める書類	・必須ではありません。仙台市から提出の要請があった場合のみ提出してください。

１５.補助金交付額の確定

実績報告書の内容が適正であると認められるときは、補助金の交付確定額を記載した補助金交付額確定通知書を申請者本人宛てに送付します。なお、導入設備等の設置を確認するため、現地調査を行う場合があります。

１６.補助金の請求

交付額確定通知書を受け取ったら、１週間以内に「補助金交付請求書（様式第10号）」を（ PPA・リースの場合は太陽光事業者から）郵送により環境局脱炭素政策課宛てに提出してください。

・補助金は申請者以外の名義の口座には振り込むことが出来ません。ただし、リース・PPAの場合は太陽光事業者の口座への振り込みになります。
・便宜上、実績報告と同時に提出していただいても構いませんが、補助金交付額の確定後の請求となりますので、指令番号や日付は空欄としてください。
・請求金額及び請求日について、修正不可となっておりますので、誤りがあった場合は再度提出していただく必要があります。

１７.補助金の支払い

補助金交付請求書の内容が適正であるときは、当該請求書に記載された口座に、補助金を振り込みます。なお、請求書を提出してから補助金の振り込みまで２か月程度期間を要する場合があります。補助金の振込予定日や振込完了の連絡は行いません。適宜通帳等でのご確認をお願いします。

18.取得財産の管理・処分

この補助金により取得した機器等を補助金の目的以外の用途（譲渡、交換、貸付など）に使用することはできません。補助金の目的を達成するよう、善良な管理者の注意を持って管理し、効率的な運用を行ってください。また、耐用年数の期間内(補助対象住宅の引渡日から６年以内)に補助金により取得した機器等を処分しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書（様式第12号）」を提出し、その承認を受けなければなりません。

承認を受け対象設備を処分した場合は、補助事業者が当該設備を取得した日の翌日を起算日として、日数に応じた補助額を返還していただきます。取得財産等を処分することにより収入がある、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることを求めることがあります。

19.補助事業完了後の協力

市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する広報及び調査等への協力を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。